

Q 6

学級にいじめがあるように思うが確信がもてない。

学級にいじめがあるのでは、と少しでも感じた時には、「いじめ防止対策推進法」で策定が義務づけられている各校の「学校いじめ防止基本方針」に従って、他の教職員と連携しながらいじめ対策組織を用いて対応してください。また、日常から子どもたちをよく観察するとともに、いじめの未然防止に努めましょう。

A1 「気づき」が大切です。そのためには日ごろから子どもをよく観察しましょう。

「ちょっと気になる」という教職員の気づきが、子どもの発する深刻なシグナルへの気づきかも知れません。表面的にはみんなでふざけているように見えても、その子どもにとっては深刻な打撃を受けていることもあります。あなたの気づきが子どもの命や人権を守ることにつながるのです。

「グループから急に離れたり、交友関係の変化した子はいないか。」「授業中、発言したら理由もなく笑われている子はいないか。」など、CHECK①の「いじめを早期に発見するポイント」を参考に、日ごろから子どもの行動をよく観察していれば、そんな「いじめ」の兆候にも気づくはずです。あなたの人権感覚、感性をとぎすませて、普段から子どもたちをよく観察し、子どもの心の訴えを感じ取る鋭い感性をもつことが必要です。さらに、いじめに係る定期的なアンケート調査の実施や教育相談の充実を図りながら、集団の状況把握に努めるとともに、いじめの早期発見、早期対応に心がけましょう。

A2 気になったら、一人で抱え込まず、他の教職員に相談しましょう。

いじめを受けている子どもの立場に立てば、解決は一刻を争うことです。もしや、と思ったことはすぐに他の教職員に相談するなど、早急に対応してください。一人で抱え込んで時間が過ぎると、取り返しのつかない事態になりかねないことをしっかりと認識しましょう。気になったらすぐに、校長・准校長、教頭、他の教職員に相談しましょう。また、日頃よりCHECK①の「いじめ対応セルフチェックシート」を活用し、いじめの認識や対応のための学校体制について確認しておくことが大切です。

A3 いじめの未然防止に努めましょう。

いじめは重大な人権侵害です。「絶対に許されない」という強い姿勢をもちましょう。

いじめ事象を未然に防止するためには、人権尊重の教育の充実とともに、子どもたちが豊かな人権感覚を身に付け、「一人ひとりがかけがえのない存在」として尊重される学級集団づくりや学校づくりが求められます。

また、隠れているいじめの構図にも気づくことができるよう洞察力を高めましょう。

〈ポイント〉

「いじめは絶対に許されない」という基本的な考え方が子どもたちの価値観となるように、日常から指導することが大切です。

自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むためには、学校や家庭、地域社会にいじめを許さない環境をつくることも大切です。

★CHECK①★

①「すべての児童生徒がかげがえのない存在として尊重される学校づくりのために」 ― いじめ防止指針 ―

(大阪府教育委員会 平成 18〔2006〕年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/35625/ijimebousisisin.pdf>

いじめ事象の未然防止、事象の対応など、基本的な留意点を示しています。巻末資料として「いじめを早期に発見するポイント」というチェックシートが掲載されています。このシートを活用して、いじめの早期発見、早期対応に心がけましょう。

②「いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)」(文部科学省 平成 25〔2013〕年9月)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm

この法においては、国に対し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)の策定を求めているとともに、地方公共団体に対しては、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じた同様の基本的な方針(以下「地域いじめ防止基本方針」という。)の策定に努めるよう求め、また、学校に対しては、いじめ防止基本方針又は地域いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定を求めています。さらに、学校の設置者及びその設置する学校が講ずべきいじめの防止等に関する措置や、重大事態への対処等について規定しています。

③「大阪府いじめ防止基本方針」(大阪府 令和4〔2022〕年4月改訂)

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/35625/kihonhoushin_r4kaitei.doc

大阪府いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、府、教育委員会や学校法人等の学校設置者及び学校における取組みを明確に整理するとともに、重大事態が発生した場合の対応についても定めた、府としてのいじめの防止のための総合的な方針です。平成 29 年3月に国の方針(いじめの防止等のための基本的な方針)が改定されたことから、大阪府においても府いじめ基本方針の改定を行っています。

④「【教員用】いじめ対応セルフチェックシート・【学校用】いじめ対応セルフチェックシート」

(大阪府教育委員会 令和元〔2019〕年6月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/jidoseitoshien/ijime/index.html>

いじめについて、各校で個々の教職員の認識や現在の学校体制について見直し、いじめ対応の改善と充実を図るために作成されたチェックシートです。

★CHECK②★

①「いじめ対応マニュアル ～いじめ発覚時の適切な対応に向けて～」

(大阪府教育委員会 平成 24〔2012〕年 12 月)

本マニュアルは、いじめが発覚したときの基本的な対応や緊急事案について、管理職への連絡体制や対策会議での情報共有、教職員と専門家・関係機関との連携、「ネット上のいじめ」への対応の在り方や流れを示しています。

②「いじめ初期対応のてびき」(大阪府教育委員会 令和6〔2024〕年4月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/35624/ijimesyokitaounotebiki.pdf>

本てびきは、いじめが生じた後の対処にあたる「課題早期発見対応」「困難課題対応の生徒指導」に焦点をあて、学校において、いじめやいじめの疑いが生じた際に、どのような初期対応を行うべきかをまとめたものです。

③「5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート」(大阪府教育委員会 平成 26〔2014〕年2月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/shochugakko/taiou/index.html>

加害者・被害者等の保護につながることを目的として、児童生徒の問題行動の発生時に学校等として必要な対応をまとめたチャート例(汎用版)を作成しました。

【ねらい】

- (1)対応の基準を明確化し、全ての教職員が適切な指導が行えるよう共通理解を図る。
- (2)問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- (3)保護者の協力のもと、加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促す。
- (4)レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ対応の改善を図る。

★CHECK③★

①「いじめ SOS チームワークによる速やかな対応をめざして いじめ対応プログラムⅠ」

(大阪府教育委員会 平成 19〔2007〕年6月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/9138/ijime-puroguramu1.pdf>

本冊子は、いじめに対する基本的な認識と基本的な対応を示した「巻頭論文」、いじめ事象に対する学校としての「緊急対応と事後指導」、具体的な取組みを示した「事例」に大別して構成されています。

「いじめへの緊急対応と事後指導」のうち、「緊急対応」では、〈発覚〉〈状況把握〉〈見立てと対応〉のプログラム、「事後指導」については〈ケアとサポート〉〈事後の教訓化〉のプログラムをそれぞれ時系列でまとめています。

②「『いじめ NO!』宣言 子ども・大人・地域 みんなの力で いじめ対応プログラムⅡ」

(大阪府教育委員会 平成 19〔2007〕年8月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/9138/ijime-puroguramu2.pdf>

本冊子は、いじめを許さない教育を推進するための基本的な課題と方向性を提示した第Ⅰ章、いじめを子どもたちの力と取組みで解決することをめざす第Ⅱ章、いじめの防止を図るための効果的な実践事例を示した第Ⅲ章に大別して構成されています。

第Ⅰ章の2「子どものサインに気づこう」では、個々の子どもや学級集団の様子が気になった際に、実態を把握するための参考として「学校生活アンケート」や子どものサインをキャッチするチェックポイントを掲載しています。

③「私たちからはじめるメッセージ 心と心をむすぼう ―いじめ対応プログラム実践事例集―」

(大阪府教育委員会 平成 20〔2008〕年7月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/jidoseitoshien/ijime/ijimetaioujissen.html>

本冊子は、いじめの未然防止を図るため、子ども自身がいじめを乗り越える力をはぐくむ「いじめ対応プログラムⅡ」を活用し、児童生徒を対象に府内の学校において実践された特色ある事例を、1章「学級・学年での取組み」、2章「様々な場面での取組み」に大別し、各実践における子どもの反応や実践者の声等を掲載しています。

④「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」 (大阪府教育委員会 平成 21〔2009〕年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/jidoseitoshien/ijime/nettoijimetaisyohouh.html>

平成 20 年7月に「携帯電話の利用についての実態把握調査」を行い、児童生徒対象調査報告に保護者対象調査、学校対象調査、さらにクロス集計や保護者と児童生徒との比較などの分析を行い、最終報告がなされました。この調査等を基に、児童生徒を携帯・ネット上のいじめの被害者にも加害者にもしないことと携帯・ネットを適切に使えることを目的に 12 の対処方法を作成しました。

⑤「いじめを乗り越える力をはぐくむ6つの力を育てよう ―いじめ対応プログラム指導案集―」

(大阪府教育委員会 平成 23〔2011〕年)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/9138/ijimepglz.pdf>

本指導案集は、調査研究の成果及び大阪府内の各学校で取組まれているいじめ防止のためのプログラムをまとめ、子どもたちがいじめの問題を解決していける力の向上を図ることができるよう「いじめを乗り越える6つの力」の視点から作成しました。

⑥「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」追加資料(大阪府教育委員会 令和6〔2024〕年 11 月更新)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/jidoseitoshien/ijime/nettoijimetaisyohouh.html>

平成 23 年9月に「携帯電話の利用についての実態把握調査」を行い、その調査の結果やスマートフォンの普及等による新たな課題に対応するための追加資料を作成しました。

★CHECK④★

「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」(大阪府教育委員会 平成 25〔2013〕年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/shochugakko/tomonimanabi/index.html>

障がいのある子どもに対する極めて悪質ないじめ事象が府内公立小中高等学校でも起こっています。このようないじめ事象は、いじめられる側の子どもが抵抗できず、周囲に助けを求めにくい状況があるため、学校側の発見が遅れ、子どもの異変に気づいた保護者からの指摘で初めて学校側が知るというケースが多く見られます。また、隠匿性が高く、いじめが長期化することや、いじめる側に加害意識が薄いことなど、深刻な人権侵害事象となる場合が見られます。

★CHECK⑤★

「こどもエンパワメント支援指導事例集」(大阪府教育委員会 平成 19〔2007〕年3月改訂)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/jidoseitoshien/siryou/index.html>

この事例集には、子どもたちの人間関係づくりを支援し、同時に自らを守る力を伸ばして、いじめの未然防止に役立つ教材や指導事例が豊富に掲載されています。

★CHECK⑥★

①「OSAKA人権教育ABC―人権学習プログラム―」(大阪府教育センター 平成 19〔2007〕年3月)

人権教育を進めるための人権学習プログラム集です。E章2「対立と解決」・3「わたしのせいじゃない？」では、対立のとらえ方と解決のスキルや、いじめをなくすための教材を掲載しています。

②「OSAKA人権教育ABC Part2 ―集団づくり[基礎編]―」(大阪府教育センター 平成 20〔2008〕年5月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第1章の2では、子どもを生活背景から見つめることの大切さと子どもの状況を丁寧に把握する視点が紹介されています。

③「OSAKA人権教育ABC Part3 ―集団づくり[探究編]―」(大阪府教育センター 平成 21〔2009〕年3月)

「OSAKA人権教育ABC Part2 ―集団づくり[基礎編]―」にまとめたことを発展させています。特に、第8章では、人権学習を通じて育てたい力についてや「自分」が好きになる人権学習、さらに、仲間とつながる人権学習についてなど、人権学習と集団づくりを結び付ける意義とその方法及びそこでめざすものについて説明しています。

④「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

いじめへの対応の在り方や、いじめを未然防止する6つの力を育むための取組み等を、分かりやすくまとめています。

⑤「大阪府教育センター人権教育研修動画シリーズ『一人ひとりの子どもを大切にする集団づくり』」

(大阪府教育センター 令和6〔2024〕年3月)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/douga/page.html

「集団づくり」ときくと、集団としてのまとまりをめざしたり、行事の成功をイメージする人もいますが、本来の集団づくりは、一人ひとりの成長のために行うものです。集団づくりに関して正しく理解し、どのようなクラス・学級をめざすべきなのか、そのためにはどのような取り組みが必要かをお伝えする動画です。

★CHECK⑦★

「安全で安心な学校づくり 人権教育COMPASS」シリーズ(大阪府教育センター)

いじめについての教材や指導案(例)も掲載しています。

以下の◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉(大阪府教育委員会 平成 30〔2018〕年3月改正)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180020/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 差別事象やいじめ問題への対応では、これらを学校全体の課題と捉え、差別等を受けた子どもの人権を擁護することを基本とし、まず、学校は被害者を守り抜くという姿勢を示すことが重要である。また、差別言動等を行った子どもについても、その背景を十分分析し、人権意識の醸成に努める。さらに、発達過程にある子どもの行為であることを踏まえ、当事者同士の人間関係の修復を基本としつつ教育的見地からの指導、支援を適切に行うとともに、その再発、拡大を防ぐ上で当事者のみならず周囲の子どもの果たす役割が大きいことから、それを契機として子どもの人権意識の高揚に努めることが重要である。とりわけ、いじめの問題では、問題発生要因・背景を多面的に分析し、加害者たる子どもが抱える問題等への理解を深めつつも、その行った行為に対しては、これを許さず、毅然とした指導を行う必要がある。差別やいじめを許さない集団づくりに努め、積極的に人権を尊重する豊かな感性と具体的行動に結びつく技術・技能や態度の育成を図る必要がある。〔1-(3)-ウ〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◎ 「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分である。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができるのである。だからこそ、教職員一体となつての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要である。〔第Ⅰ章-2. -(2) 参考:「隠れたカリキュラム」〕
- ◎ いじめや校内暴力など他の児童生徒を傷つけるような問題が起きたときには、学校として、まずは被害者を守り抜く姿勢を示すことが重要である。さらに、問題発生要因・背景を多面的に分析し、加害者たる児童生徒の抱える問題等への理解を深めつつも、その行った行為に対しては、これを許さず、毅然とした指導を行わなければならない。〔第Ⅱ章-第1節-1. -(3)〕
- ◎ 学校においては、学級・ホームルーム活動における集団指導や、様々な場面における個別指導等の中で、自己指導能力の育成を目指した積極的な生徒指導の活動の展開を図り、児童生徒間の望ましい人間関係を形成するとともに、これらの取組を通じて[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができる人権感覚を涵養していくことが重要である。また、このことは、暴力行為やいじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止にも資することとなると考えられる。〔第Ⅱ章-第1節-1. -(3)〕
- ◎ 教職員においては、児童生徒の心の痛みに気付き、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身に付けるよう、常に自己研鑽を積まなければならない。〔第Ⅱ章-第3節-1. -(3)-イ〕